独立監査人の監査報告書

平成23年6月21日

学校法人 昌 賢 学 園 理 事 会 御中

翠戀公認会計士共同事務所

△\$\$◆\$+± 廣瀬信,

公路会計士 大公田 乞元

私たちは、私立学校振興助成法第14条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭 和51年7月13日付け文部省告示第135号に基づき、学校法人昌賢学園の平成22年 度(平成22年4月18から平成23年3月31日まで)の計算書類、すなわち、資金収 支計算書(人件春支出内訳表を含む。)、消養収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、 借入金明細表及び基本金明細表を含む。)について監査を行った。この計算書類の作成責任 は理事者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することに ある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行 った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保 証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方 針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含めて全体としての計 算書類を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理 的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準 拠して、学校法人昌賢学園の平成23年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状 況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

学校法人 昌賢学園 理亭县 鈴木 利定 殿

学校法人 昌資学園

監 登坊 殺馬

平成22年度監查報告書

われわれ監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人昌賢学園寄附行為第15条に基づき、 学校法人昌賢学園の平成22年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の業務及 び財産の状況について監査を行った結果、次のとおり報告します。

記

1. 監査の方法

- (1) 会計監査については、平成22年4月上旬以来、公認会計士と並行して実施しました。
- (2) 業務監査については、理事会評議員会等に出席し、学校法人の業務執行状況の妥当性を 検討しました。

2. 監查報告

- (1) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法令及び寄附 行為に従い、学校法人の収支状況及び財産状況が適正であることを認めます。
- (2) 学校法人の業務執行状況も適正であることを認めます。